

## 印西地区消防組合公告第2号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年4月25日

印西地区消防組合管理者 板倉 正直

### 1 事業名称

- (1) 事業名 水槽付消防ポンプ自動車購入
- (2) 納入場所 印西地区消防組合印西消防署
- (3) 納入期限 令和5年3月31日
- (4) 事業概要
  - ①目的 印西消防署水槽付消防ポンプ自動車の更新整備
  - ②規模等 水槽付消防ポンプ自動車
  - ③仕様 別途仕様のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

### 2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
  - ・印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市以下「関係市」という。）の令和4・5年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない者。
  - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
  - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
  - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
  - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 工事案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

### 3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード  
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 令和4年4月25日(月)から令和4年5月12日(木)  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

### 4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和4年4月25日(月)から令和4年5月12日(木)  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課(入札約款及び本業務に係る契約書案)  
印西地区消防組合消防本部警防課(設計図書等)

### 5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当(警防課)に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

- (1) 期間 令和4年4月25日(月)から令和4年5月12日(木)
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課

回答は、令和4年5月19日(木)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種(業種)」「事業所の所在地」「車両(特殊用途自動車)」の全てを満たす者とする。

### 6 入札及び開札

- (1) 入札期間

別表に定める。

- (2) 入札方法

入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

## 11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 警防課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 6 4

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail [keibou-inzaichiku@nifty.com](mailto:keibou-inzaichiku@nifty.com)

印西地区消防組合公告第2号 別表

入札に関する事項			
<b>1 事業概要</b>			
事業名	水槽付消防ポンプ自動車購入		
納入場所	印西地区消防組合印西西消防署	納期	令和5年3月31日まで
概要	印西西消防署水槽付消防ポンプ自動車の更新整備		
予定価格	¥68,482,480円(税抜)		
<b>2 入札参加条件</b>			
資格要件	工種(業種)(※1)	車両(特種用途自動車)	
	事業所の所在地(※1)		
	その他事業に必要な資格条件		
<b>3 入札参加資料の提出等</b>			
届出期間	令和4年4月25日(月)午前9時から令和4年5月12日(木)午後5時まで 入札参加資料等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
<b>4 設計図書等の交付</b>			
交付期間	令和4年4月25日(月)午前9時から令和4年5月12日(木)午後5時まで		
<b>5 質問及び回答</b>			
回答	令和4年5月19日(木)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
<b>6 入札及び開札</b>			
入札期間	令和4年5月26日(木)午前9時から令和4年5月27日(金)午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和4年5月30日(月)午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
<b>7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定</b>			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考	本事業の契約は仮契約となるため、印西地区消防組合議会の可決があったとき、本契約としての効力を生ずる。		
事業担当	印西地区消防組合消防本部警防課 担当 警防係 (電話) 0476-46-9964 (ファクシミリ) 0476-46-9914 (電子メール) keibou-inzaichiku@nifty.com		

(※1) 令和4・5年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に記載されている者。

## 物品類売買仮契約書

1. 事業の名称 水槽付消防ポンプ自動車購入
2. 納入場所 印西地区消防組合 印西西消防署
3. 納入期限 令和5年3月31日
4. 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金 免除

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年印西町条例第13号)第3条の規定による令和4年第1回印西地区消防組合臨時会の議決を得るまで仮契約とし、議決を得たときに、これを本契約とみなす。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責を負わない。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地  
印西地区消防組合  
氏名 管理者 板倉 正直 印

受注者 住所  
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の物品類売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、物品類売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
  - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
  - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
  - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。(納品書等の提出等)
- 第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。(納入期限の延長等)
- 第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。(契約内容の変更等)
- 第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
- 第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。(検収)
- 第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があつたときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)の職員をして検収を行うものとする。
- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ちあわなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。



- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

- 第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
  - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
  - 4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

- 第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
  - 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。
  - 5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

- 第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、納入した物品が品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された物品に関し、第14条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限後相当の期間内に物品を納

入する見込みがないと認められるとき。

- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第3条第1項の規定に違反して物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の4 第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、物品類売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため物品類売買代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による物品の納入の中止の期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による物品類売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 受注者は、第17条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第22条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱（令和3年告示第4号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(延滞違約金)

第23条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

（相殺）

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補 則）

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての現地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を現地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。



## 行政情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

## 情報セキュリティ特記事項

### (行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

### (記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

### (記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

### (情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

### (設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

### (作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。

第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧

させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。

第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。

第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(パスワード等の管理)

第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。

第19 受注者は、ICカード又はユーザーID等を適切に管理しなければならない。

(仕様書等の管理)

第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(侵害記録の作成)

第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(発注者以外のネットワークとの接続)

第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。

第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。

第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。

(情報システムの追加・変更)

第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。

第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

(情報システムの変更管理)

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法 (昭和45年法律第48号)
- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律 (昭和63年法律第95号)
- (4) 本組合個人情報保護条例 (平成17年印西地区消防組合条例第3号)

## 暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))。受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾する

ものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

# 仕 様 書

水槽付消防ポンプ自動車  
(水 I -B 型・圧縮空気泡消火装置搭載)

令和4年度

印西地区消防組合



## 1 総則

- (1) この仕様書は印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）が購入する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 水 I-B 型（以下「車両」という。）の製作に関する一切に適用する。
- (2) 車両の製作は、この仕様書および製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）に従うこと。
- (3) 車両は、道路運送車両法および道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- (4) 車両の艤装製作は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、品質確保、環境配慮の観点から、ISO 9001、ISO 14001 認証取得による品質管理システムによって製造が行われていること。
- (5) 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、担当員に質問し十分に熟知した上で契約すること。
- (6) 受注者は、契約後仕様書詳細について担当員と打合せを行い、製作承認図等を提出し、承認を得て製作に着手すること。
- (7) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、担当員に連絡の上承認または指示を受けること。
- (8) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、担当員と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- (9) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (10) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- (11) 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。
  - ア 艤装中間検査（各装備品が仮設置できる時点とし、受注者製作工場にて 実施）
  - イ 完成検査（本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する）
    - (ア) 艤装全体の検査
    - (イ) 付属品数及び機能検査
    - (ウ) 各装備及び消防資機材の検査
- (12) 納期及び納入場所は、次のとおりとする。
  - ア 納期：令和5年3月31日
  - イ 納入場所：新規検査および新規登録を受け、印西市消防署に納入する。
  - ウ 登録諸費用：登録に関する一切の経費については受注者が負担する。但し、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料およびリサイクル料金は、発注者が負担する。
  - エ 検査依頼は、実施予定日の14日前までに消防組合へ提出すること。
  - オ 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し承認を受けること。
  - カ 承認を受けた事項については、14日以内に改善し消防組合へ改善完了の書類を速や

かに提出すること。

なお、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

- キ 廃車については、車両納入後、消防組合が従来使用していた車両を、消防組合の手続きが完了した後に、必要書類を（一時抹消登録）速やかに提出すること。
- ク 納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。
- ケ 保証期間は、完成車の納入日から1年間（塗装は3年間）とする。ただし、保証期間後といえども、設計不良、工作不良に起因する不具合等が生じた場合には無償で交換、部品の取り換え、又は修理を行うこと。（メーカーにより保障期間が1年以上である場合にはその期間とする）
- コ エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種6組とする（うちキーレス2組）

## 2 提出書類

(1) 受注者は、契約後次の書類を2部提出すること。

- ア 製作工程表
- イ 製作承認図（外観5面図、ボックス内艤装図、キャブ内艤装図）
- ウ 製作工場ISO登録証の写し（契約時に提出）

(2) 受注者は、納入時に次の書類を2部提出すること。

- ア 電気配線図
- イ ポンプ取扱説明書
- ウ パーツリスト
- エ 車両取扱説明書
- オ ポンプ性能試験成績表
- カ 受託試験合格プレート写し
- キ 圧縮空気泡消火装置評定試験合格証明書類
- ク 圧縮空気泡消火装置評定試験合格プレート写し
- ケ 転覆角度実測証明書
- コ 重量実測証明書
- サ 写真・カラーコピーA4（外観5面）
- シ その他消防組合が指示するもの。

## 3 シャシ

(1) シャシ諸元

- ア 5.5トン級消防専用ダブルキャブオーバー型(増トンシャーシ)
- イ 駆動方式 : 四輪駆動方式
- ウ トランスミッション : マニュアルトランスミッション
- エ エンジン排気量 : 5000cc以上
- オ ホイルベース : 3500mm以上

カ	乗車人員	: 6名 (前部2名、後部4名)
キ	操舵装置	: パワーステアリング
ク	バッテリー	: 145G51R型同等以上
ケ	オルタネーター	: 24V90A以上
コ	安全装置	: ABS装置及びエアバック (運転席)
サ	チルト装置	: 電動油圧式
シ	燃料タンク容量	: 100L以上
ス	タイヤ	: オールシーズンタイヤアルミホイール付き (本艀装において適したサイズとすること)
セ	スタッドレスタイヤホイール付き	
ソ	足回り強化	: 本艀装において耐えることができる強化を施すこと
タ	タイヤハウス	: タイヤチェーンの着脱が容易にできるようクリアランスを十分に設けること。

## (2) 装備品

ア	メッキグリル
イ	ドア乗降用手摺、フロント上部乗降用手摺
ウ	フロント大型バンパー (スポイラー可)
エ	助手席電動格納式ミラー
オ	ヒーター付サイドミラー
カ	LEDヘッドライト
キ	フォグランプ
ク	樹脂製サイドバイザー (各ドア取付)
ケ	サンバイザー (運転席・助手席)
コ	FM/AMチューナー
サ	坂道発進補助動力装置
シ	泥除け
ス	エンジン回転計
セ	エンジン油温計
ソ	エアコン (シャシ純正)
タ	オイルパンヒーター

## (3) 付属品

ア	フロアマット (前席・後席分)	: 1式
イ	タイヤチェーン	: 1式
ウ	スペアタイヤ (アルミホイール付)	: 前後各1本
エ	標準工具	: 1式
オ	オイルパンヒーター用コード 10m	: 1本

## 4 キャブ構造

### (1) キャブ外装

- ア 赤色警光灯内蔵型CFRP製インナーフレームレス構造のハイルーフ型ダブルキャブとし、キャブ内最大室内高を1800mm以上確保すること。また、ハイルーフ部左右及び前面に内臓型のLED式赤色警光灯を設け、ハイルーフ内部に電子サイレン用アクティブ制御スピーカー1個、モーターサイレン1個を取り付けること。
- イ 上部にキャブ一体型アルミ縞板製のルーフデッキを設け、荷物固定用フックを四隅及び周囲に合計8個設けること。(ルーフデッキ耐荷重は静荷重300kg・動荷重150kg以上。許容加重表示付)
- ウ キャブハイルーフ部CFRPの製法は、品質確保と強度確保の観点からオートクレーブ製法とする。
- エ キャブ前面中央に消防章を取り付けること。
- オ キャブ左右センターピラー、後部ピラー及びキャブ前面上部に乗降用の手摺を設けること。
- カ 各乗降口のステップ踏面は、滑り止め措置をすること。又、傷防止用アルミ保護を設けること。
- キ キャブへ安全に乗降できるよう、キャブ後部ドア左右にはアルミ縞板製箱型二段ステップ(グレーチング仕様)を製作すること。
- ク バッテリーは、キャブ左後部下に専用ボックスを設け収納し、容易に固定又は解除できる引出装置を設けること。
- ケ キャブ右後部下に小物収納ボックスを設けること。また、走行時車輪止めが飛び出さないように、飛び出し防止措置を講じること。
- コ 前扉フェンダー及び各ドア開口部(下部)は、プロテクター(アルミ筋板張り)を取り付けること。
- サ キャブでキャブのチルト部は、必要により補強し落下防止の支え棒を設ける。

### (2) キャブ内装

- ア 前席と後部席の間にステンレス製の手摺りを設けること。
- イ 助手席は呼吸器内蔵型シートとする。(別途協議)
- ウ 後部席はベンチシート型、折りたたみシートとし、後方に空気呼吸器取付け装置(スマートドック)を3基設け、面体フックを3個設けること。また、取外し可能な2段収納棚(上下段縦間口・落下防止柵)を設けること。空気呼吸器取付け装置下部には予備ボンベ3本を収納できるボックス(ボンベ固定式)を設けること。尚、ボックス上面空気呼吸器接触箇所はマット張りとする。こと。(別途協議)
- エ キャブ内後部の窓には保護枠を設けること。
- オ 物掛用S字フックをキャブ内中央手摺に6個設けること。(別途協議)
- カ 各座席は汚損防止のため、超防汚シートカバー張りとする。こと。
- キ バッテリーメインスイッチ(シャシ純正)を設けること。また、夜間にメインスイ

ッチが確認できるようにLED照明を設けること。(別途協議)

### (3) キャブ内収納箱等

- ア 運転席と助手席の間に、電装品等を収納するセンターコンソールボックスを設けること。
- イ キャブ内中央手摺付近にA3サイズ以上の書類収納箱を1個設けること。
- ウ キャブ内前席上部左右各1か所、後部座席上の前方及び後方に大型収納棚を設け、各間口は、積載物落下防止の為、ネットを設けること。
- エ 後部座席上前後の大型収納棚床面はパンチングプレートとすること。
- オ キャブ内後部座席下部はボックス仕様とし、ボックス前面左右に扉を設けること。
- カ 後部座席前はできるだけ広範囲にパンチングプレートを取り付けること。
- キ キャブ内に携帯拡声器1個を取付けること。(別途指示)
- ク 指示する位置に小物用ボックスを2個設けること。
- ケ ルームミラー付近にドライブレコーダー(ドライブソフト附属)を取り付けること。
- コ フロントにエアコンの吹き出しをセンターピラー上部に、吹き出し口を設けること。
- サ 後部席からモーターサイレンススイッチ及び拡声操作ができるよう別スイッチ及びマイクを取付け、スイッチ類には保護枠を施すること。
- シ キャブ内に、誘導棒取付けブラケット、時計(大型デジタル式)を設けること。(取付け位置、形状等は別途指示)

## 5 ポンプ装置

- (1) ポンプ収納部コンパクト化の為、インデューサー付高圧一段ポリュートポンプとする。
- (2) ポンプ性能はA-2級とする。
  - ア 送水圧力0.85MPaにおいて放水量2,000L/min以上
  - イ 送水圧力1.40MPaにおいて放水量1,400L/min以上
- (3) ポンプケースの材質は軽量化の観点から、アルミ製とする。但し、強度確保の観点から、インペラーは青銅鋳物製とする。
- (4) 高回転型ポンプとする為、ポンプ増速ギヤケースを設けること。
- (5) PTOはシャシ純正品とし、操作は運転席に設けられたワンタッチスイッチとする。また、10連スイッチ内にポンプ操作用液晶モニターの起動スイッチを取付けること。
- (6) 軸受け部  
ポンプグランド部分には、メンテナンスフリーのメカニカルシールを取り付けること。  
なお、軸先端部についても給脂が必要ない構造とすること。
- (7) 冷却水装置
  - ア PTOギヤケース、補助クーラーへの配管は、一系統にまとめ、1個のコックで調整できること。
  - イ 予備回路を設け、主及び予備それぞれストレーナーを備えるものとする。
  - ウ 冷却水は切替コックにより、外部放出及びタンク還流ができる構造とする。

## (8) 真空ポンプ

- ア 真空ポンプは、スペースの有効利用及び軽量化及びメンテナンス性の観点から真空ポンプを用いず、消火泡圧縮吐出装置のコンプレッサーから吐出される空気を利用して真空状態を形成し、揚水できる構造とすること。また、非常用真空状態形成装置として車載する空気呼吸器用ポンベを使用しての揚水が可能な構造であること。
- イ 動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、動力伝達については歯付ベルトによりスムーズな伝達が行えること。操作はポンプ室両側面でタッチスイッチ等により行えるものとする
- ウ 押しボタン式スイッチは、作業性を考慮し、Φ20程度の物を使用すること。なお半揚水にポンプドレンすることなく当スイッチを長押しすることで強制真空装置が作動できること。

## (9) 吸水口

吸水口は、消防呼称75mmボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各1個設け、75A×10mの吸管を吸口エルボにて常時接続する構造とする。（連続呼水装置付）

## (10) 放水口

放水口は、消防呼称65mmボールコックとし、車両両側に各2個設けること。

## (11) 中継口

- ア 中継口は、消防呼称65mmボールコックとし、車両両側に各1個設けること。
- イ 不意離脱金具機構付きブルーリングとすること。

## (12) 自衛噴霧装置

- ア 車体左右側面を覆う自衛噴霧ノズルを左右各3カ所設けること。
- イ 各バルブは電動ワンタッチ式とすること。

## (13) ドレンは集中ドレンとする。

## 6 安全機能装置付ポンプ操作装置

- (1) 圧力計、連成計、スロットル、真空ポンプ作動及び停止スイッチ、多目的液晶ディスプレイ及びパネルスイッチが一体となったポンプ操作装置を左右に設けること。
- (2) 多目的液晶式ディスプレイには次の表示をすること。
  - ア 冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示
  - イ 各ボールコックの開閉状況（ポンプ配管略図付）
  - ウ 揚水確認表示
  - エ ポンプ圧力
  - オ ポンプ連成圧
  - カ 流量計（流量増加に伴い、表示部色が段階的に変化すること）
  - キ 積算流量計
  - ク ポンプ回転計

ケ ポンプ使用時間計

コ データ版取扱説明書・故障対策

サ DPR 警告ランプ

- (3) 真空ポンプ操作は、左右連動式とし、ボタン操作で揚水まで行えること。
- (4) 圧力計及び連成計は、電子式（内部照明灯付）とし、振動等でも針振れがない構造とすること。
- (5) ポンプスロットルは、電子式スロットルとし、スロットルの作動状態については、左右側ポンプ操作装置に設けた多目的液晶式ディスプレイに表示すること。
- (6) ポンプスロットルは、誤作動を防止するため左右とも右回転でスロットルが上昇すること。
- (7) 非常時における真空ポンプ及びスロットル操作は、ボディー右側に設けた別回路の手動操作装置にて操作が行えること。
- (8) ディスプレイ内の各表示切換は、パネルスイッチ式とすること。
- (9) 昼間、液晶ディスプレイが確認しやすいよう、7.0型（インチ）ワイド液晶とし、自動調光機能を装備し、高コントラスト比の低反射型硬質パネルとする。
- (10) 機関員の、誤操作防止の為、PTO及び、ポンプ操作盤メインスイッチを作動させない限り、ポンプスロットルが操作できないようにすること。
- (11) ポンプ操作装置の多目的液晶ディスプレイ内に、放水流量を表示し、安全確認しやすいよう、流量が増加に伴い、段階的に流量表示部の色が変わるようにすること。尚、流量計は各吐水口に各1個設け、左右どちら側でも表示確認ができること。
- (12) 安全装置等
  - ア ポンプスロットルは、誤操作等によるポンプ圧力の急激な変化を防止するため、スロットルを任意の位置で固定できる構造とする。但し、スロットル固定機能使用中においてエンジン回転下降側（安全方向）には、操作が行えること。
  - イ 自動調圧設定機能を設け、ポンプ操作盤パネルスイッチで圧力設定操作ができることとし、スロットルで操作又はワンタッチ操作で自動調圧が解除できること。また、圧力設定値に対し、中継圧力が異常に低圧又は高圧になった場合の警報装置を設けること。
  - ウ 真空ポンプは、破損防止のため、自動揚水時エンジン回転が一定回転以上では作動しない構造とする。また、回転が高い場合に、真空ポンプを作動させた場合は、自動的にエンジン回転を、アイドルリングに低下させた後に、真空ポンプ作動の適正回転まで上昇する構造とする。
  - エ 吐水ボールコックは、操作レバーを回転させることにより開閉状態が保持できる構造とする。
  - オ 万が一主要なポンプ機器にエラーが発生した場合、ポンプ操作盤液晶モニターには、エラーメッセージが表示され、過去10個程度のエラー履歴が残るダイアグ機能を設けること

カ DPR（煤焼き）警告をモニターに表示すること。

## 7 圧縮空気泡消火装置

装置は、（一財）日本消防設備安全センターの性能評定に合格しているものとし、水ポンプ装置から送られてきた水を利用して、混合器で作られた混合液にコンプレッサーを用いて圧縮空気を送り込み、配管内部で泡状にして発泡できる装置で、少量の水で効率の良い泡消火が出来るものとする。

また、気水比が5～10倍の消火・火炎鎮圧用湿器式泡（ウエット泡）と気水比が16～20倍の延焼防止・残火処理用乾式泡（ドライ泡）の2種類の泡について、泡管鎗を用いることなく吐出可能なものとする。

### (1) 表示

安定した泡の吐出のために、圧縮空気泡消火装置の技術基準に準拠し、本装置の操作に必要な表示装置として、次に掲げるものを操作時に容易に確認できるものとする。

- ア 吐出圧力
- イ 泡吐出量
- ウ 泡原液混合比
- エ 空水比
- オ コンプレッサーの運転表示
- カ 混合比
- キ 使用水量
- ク コンプレッサー油温

### (2) 性能

最大水流量 900 L/min 以上、最大空気吐出量 4,500 L/min 以上とし、最大泡吐出量 5,400L/min 以上とする。

なお、泡の吐出量を確認するための泡流量計を左右のポンプ操作盤液晶ディスプレイ内に設け、確認が行えるようにすること。

また、泡吐出圧力は、0.3MPa～1.0MPa まで無段階調整ができるものとし、吐出泡流量はスロットル操作に応じて任意に調整できるものとする。

### (3) 構造

ア 本装置の操作については車体左右のポンプ操作盤液晶ディスプレイ内で泡放射に関する全ての操作が可能なこととし、タッチパネル式にて操作が出来ることとする。

なお、左右両側の操作盤で同様の操作ができる構造とする。

イ 湿式泡と乾式泡の切替え操作及び泡原液の混合比の変更は、ポンプ操作盤液晶ディスプレイ内にてワンタッチで行えるものとする。

なお、泡質の切替え及び発泡倍率の変更操作は放水中でも可能なこと。

ウ 泡放射ならびに混合液の放射については自然水利、消火栓、中継水利、自車水槽のいずれの水利においても支障無く放射が出来る構造とすること。



- エ 消火泡圧縮吐出装置の動力については水ポンプと兼用とし、水・泡の放射切替えの際も動力の操作を不要な構造とすること。
  - オ 泡放射時の放水状況(泡流量、混合比率等)を左右ポンプ操作盤液晶ディスプレイ内に表示出来る構造とすること。
  - カ 圧縮空気泡消火装置の運転時において、適正な回転数にスロットルを上げた後においては、スロットルを上げようとしても規定回転以上には回転が上がらないよう過回転防止装置を設けること。
- (4) コンプレッサー
- ア オイル循環式のロータリースクリュー型コンプレッサーとし、コンプレッサーの潤滑油は補助冷却器により冷却する構造とする。  
なお、補助冷却器は圧力水の一部の水により冷却されるものとする。
  - イ コンプレッサーはメンテナンスを考慮し、国産製品とする。
  - ウ コンプレッサーはスペースの有効利用のため真空形成装置兼用とする。
  - エ コンプレッサーの油温上昇を警告するブザー等を設けること。
  - オ コンプレッサーの冷却に使用した水は水槽へ還流するものとする。  
また、切替えにより、車外にも排出できる構造とすること。
  - カ コンプレッサーの油温が過熱すると警報を発すること。
- (5) 混合装置
- 圧縮空気流量を感知して、コンピュータ演算により自動的に泡原液量を調整して混合比設定する電子式比例混合式とし、混合比は液晶ディスプレイ内でワンタッチにて変更可能なこと。
- なお、混合比の変更は放水中でも可能なこと。
- (6) 泡原液(クラスA)は、環境に優しい環境保全型消火剤「マルチA」とし、ポンプ室内に交換容易なポリタンク(20L)式の原液容器を設置する。
- なお、消火作業中の泡原液の補給を容易に行なえるよう、固定型の原液槽は設けないこと。また、吸液コックの操作で外部吸液と切替えできること。
- (7) 本装置での泡消火作業は、ポンプ室左右前側の水ポンプ吐水口を使用し、コック操作により、容易に泡放射と水放水の切替えが可能な配管構造とする。
- なお、隊員の現場で操作性及び誤操作防止のためにも、消火泡吐出口を専用で設けないこと。
- (8) 消火泡圧縮吐出装置(コンプレッサー、混合装置等)は全てポンプ室内に収納し、速消ボックスや後部シャッターボックス等各ボックス内のスペースを確保したまま、ホースや資機材を積載できること。
- (9) 中継送水を考慮し、水と泡原液のみを混合し、混合液のみの放射も可能な構造とすること。なお、操作は、左右ポンプ操作盤液晶ディスプレイ内で可能とし、泡原液濃度の設定は0.3~1.0%の8段階の設定可能な構造とする。放射は、左右の水泡兼用吐水口より可能な構造とする。

- (10) 消火活動中、車載の泡薬剤容器の泡薬剤が少なくなった場合において予備の薬剤容器より薬剤を吸液し、泡放射に必要な量を圧縮空気泡混合装置に供給できること。
- (11) 圧縮空気泡消火装置の操作は容易に可能なものとし、あらかじめ混合比及び発泡倍率を設定でき、圧縮空気泡消火装置作動ボタンと吐水コックの開のみで、泡放射が可能なこと。
- (12) スラッグフロー現象の防止の為、安全機能として、消火薬剤が無くなった際、自動で水のみ放射に切替わる構造とすること。
- (13) 泡吐出圧力は、0.3MPa～1.0Mpa、ポンプ 0.3MPa～1.5MPa まで無段階調整ができるものとし、吐出泡流量はスロットル操作に応じて任意に調整できること。
- (14) 圧縮空気泡消火装置の操作時、泡流量に加え、使用水量をポンプ操作液晶パネル内に表示可能なこと。
- (15) 圧縮空気泡消火装置の放水圧がホースの耐圧以上になると、警報を発してエンジン回転を制御すること。
- (16) コンプレッサーの油温計を液晶パネル内に設けること。
- (17) 圧縮空気泡消火装置と水放射を同時に行えること。
- (18) 誤操作防止のため、圧縮空気泡消火装置の作動ボタンは、圧縮空気泡消火装置の切替えコックが完全に閉まった後に表示されるようにすること。

## 8 水槽

- (1) 水槽はポンプ室後方に設け、容量1500L入り水槽とする。
- (2) 材質については、堅牢かつ軽量な材質であるポリプロピレン樹脂製とすること。
- (3) 積水口は左右に設けること。(65mmオスキャップ・ボールコック付)
- (4) オーバーフローパイプを設けること。
- (5) 水量計を左右に設けること。内部には浮子を入れ、側部に目盛を表示し水量を分り易くすること。
- (6) タンク吸水口については、電動コックを使用し左右ポンプ操作盤パネルスイッチで操作可能にすること。
- (7) 水槽上部にマンホールを設け、メンテナンスが容易に行えること。
- (8) 必要に応じ防波板を設けること。
- (9) ドレンが行えること。
- (10) 水槽保護の観点から、タンク吸水コックが開いている状態で、中継コック、吸水コックを開いた場合は、自動的にタンク吸水コックが閉じる構造とする。
- (11) ポンプへのタンク水引き込みを迅速に行えるよう、タンク吸水コックを開けると、自動的に真空ポンプが作動する構造とする。
- (12) ポンプからタンクへ補水用のタンク送水バルブ(コック)を設けること。

## 9 車体構造

- (1) 車両の完成寸法は、次のとおりとする。
  - ア 全長 : 7 7 5 0 mm 以下
  - イ 全幅 : 2 3 5 0 mm 以下
  - ウ 全高 : 3 3 0 0 mm 以下
- (2) 車体は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- (3) 車体の重要な点検箇所および主要な部分の点検整備に関して、必要箇所には点検口または点検扉を設けること。
- (4) 車体側面材質は軽量なアルミ材又はFRP材質を使用し、軽量かつ防錆、堅牢なボディーとすること。
- (5) 車体はポンプ室を含む側面左右各三枚シャッターとし、後部一枚シャッターのオールシャッタータイプとすること。尚、シャッターは開閉容易なMCD製アルミバーシャッターとすること。
- (6) 資機材収納ボックス
  - ア シャッター内は資機材が効率良く配置できるよう、可動式及び固定式棚を設けること。また、各棚板の指示する箇所に積載物落下防止措置を施すこと。
  - イ シャッター内の指示する一箇所に展開パネル式収納装置を設けること。
  - ウ シャッター内の指示する箇所に資機材や小物収納用アルミケースを設けること。
  - エ 左右ポンプ操作部シャッター内には吸水管を円形に取り付け、その他のスペースに指示する資機材を取り付けること。
  - オ 左右後輪前部及び後部にステップ兼用扉付資機材ボックスを設けること。  
(後輪右前ボックスについてはシャシ補機の都合上、設けられない場合はこの限りではない)
  - カ 車体天井にアルミ縞板製資機材ボックスを1つ設けること。(別途協議)
- (7) ステップ及び昇降梯子
  - ア 車体後面には車体乗降用展開式昇降梯子を設けること。
  - イ 左右リヤフェンダーパネルは展開式とし、内側をアルミ縞板とし、ステップとして使用できること。
  - ウ 左右後輪前部及び後部に資機材ボックス扉内面はアルミ縞板とし、ステップとして使用できること。尚ステップはチェーンレス構造とすること。  
(後輪右前ボックスについてはシャシ補機の都合上、設けられない場合はこの限りではない)
  - エ 左右リヤフェンダーパネル、左右後輪前部及び後部に資機材ボックス扉、展開時は安全の為、片側三つのステップがフルフラットになるようにすること。
  - オ 左右リヤフェンダーパネル、左右後輪前部及び後部に資機材ボックス扉は、展開した時には、緩やかに展開でき、閉めた時には、ストッパー金具無しで、閉まった状態を保持できる構造とし、いずれにしても省力、緩やかに開閉できること。
- (8) 車体詳細艤装

- ア 車体上部左右側面には、作業灯及び赤色点滅灯を取付ける為のアオリを設けること。
  - イ 左右リヤフェンダーパネル、左右後輪前部及び後部の資機材ボックス扉パネルは容易に開閉操作できることと、防錆の為、アルミ製とすること。
  - ウ リヤサイドパネルは軽量化と、防錆の為、アルミ製とし、LEDコンビネーションランプを設けること。
  - エ シャッターには引き下ろしベルトを取付けること。
  - オ 車体上部後方等指示する箇所に手摺を設けること。
  - カ 車体天井部は、アルミ縞板張りとすること。
  - キ ポンプ室は密閉式とし、点検手入れが容易に行える構造とすること。
  - ク 車体天井に手動式三連はしご収納装置を設けること。梯子取り出し方法は収納装置を後部に回転展開し、梯子本体を取り出しやすい構造とすること。
  - ケ 燃料タンクはポンプ室下部に設け、給油しやすい位置に取り付けること。
  - コ 各ボックス内の取り付け装置が無い部分には、スノコ板を敷くこと。
  - サ 塗装にキズが付く恐れがある部分には、アルミ板を取り付けること。
  - シ 牽引フックを車両前部に設けること。
  - ス 車両後部にフック（許容荷重表示付）1個取付けること。
  - セ 車体天井部とボックス内に夜間照明を設けること。
  - ソ 車両バッテリー自動管理充電器（過充電防止装置付）を取り付け、車両外部（キャブバック付近右側）に交流100V電源入力用コンセント（マグネット式・防水カバー付）を設け、交流100Vの一般電源から直接電源を取れるものとする。こと。（15mコード付）また、外部供給されていることがわかるように、車内にランプが点灯するようようにすること。
- ※ ホースカー・車内外部コンセント・冷蔵庫・車両バッテリー充電器を絡めた回路とすること。
- タ 運転席付近にバッテリーメインスイッチを設け、ハザードランプ、時計及び集中ドアロック以外の全ての電源を遮断できること（車両運行に支障になるものは除く）キー連動。
- なお、消防専用無線電話装置及び車両動態端末装置のスイッチについては、バッテリーメインスイッチ以外に別に設けること。

## 10 ホースカー

(1) ホースカーは車体後部シャッター内に次の通り積載すること。

ア ホースカー形状：加納式電動アシストホースカー TS-R120

イ 昇降方法：電動油圧式昇降タイプ

ウ ホースカーには指示する資機材を取付けること。

(クアドラ・分岐65mm-50・40mmマルチ・媒介65mm-40mm・65mm-65mm・普通管そう65mm)

## 1 1 ウインチ装置

- (1) ウインチ装置は、大橋機産製 MCW5 1 0 3 DVTを取り付けること。
- (2) 諸元及び性能は、次のとおりとする。
  - ア 駆動方式 電動式 (車両バッテリー駆動)
  - イ 引張力 最大引張力 5. 0 t 以上
  - ウ ワイヤー外径 1 0 mm 以上
  - エ ワイヤー長 2 5 m 以上
  - オ 付属品 ワイヤーフック、ワイヤー押さえローラー、4面ガイドローラー、メインスイッチ、ワイヤー速度無段階コントローラー(5mコード付)、自照テンション表示(0. 1 t ~ 5. 0 t 表示とする。)、ピンドルフック 2 個
- (3) 車両の前部左側に、メインスイッチ及びワイヤー速度無段階コントローラーが接続できる専用プラグを設けること。
- (4) ワイヤー先端の5 t用フック (安全チャック付) にシャックルを介して取付け、フックは取付けた状態でも収納ができること。
- (5) ワイヤー巻込み装置は、開閉可能なアルミ縞板 (サイドにガスダンパー付) で覆うこと。
- (6) ウインチ巻取り部と無段階コントローラーにバックライト付テンション表示計を取り付けること。(0. 1 t ~ 5. 0 t)

## 1 2 電装品

### (1) 赤色警告灯

キャビン屋根上にLED式赤色警光灯を設けること。

- 赤色警光灯型式：MRA-B 3 1 0

### (2) 赤色点滅灯

ア 車体前後及び左右にシグナルコミュニケーター式LED補助警告灯 (前：2個，後：2個，右：3個，左：3個【LPP-31-20】) を設け (前2個)，ポンプ運転中における，各種のエラーが発生した際に，そのエラー内容を機関員に音声にて知らせることにより，エラー発生に対しての的確な措置が行え，より安全で的確な操作が行えることを援助するものとする。また，ポンプ操作液晶パネルの自動調整光機能に連動して，周囲の明るさに応じて点滅灯の明るさも自動で調整出来るようにすること。

イ 点滅パターンは以下の通りとする。

- 警報/エラーモード (ポンプの動作に連動)
- 緊急走行モード (赤色警光灯に連動)
- 高警告モード (センターコンソール部にスイッチを設ける)
- パトロールモード (センターコンソール部にスイッチを設ける)
- 住宅走行モード (センターコンソール部にスイッチを設ける)
- 減光モード (センターコンソール部にスイッチを設ける)

ウ 音声ガイダンスは以下の通り

- 冷却水警報
- 真空タイム警報
- 高圧中継警報
- 低圧中継警報
- 水タンク低水位

エ 夜間での活動時など、周辺環境の照度が低下し、液晶ディスプレイの自動調光機能が働いた場合には、自動的にポンプ動作中の補助赤色灯の明るさを下げ、作業への支障を軽減できるようにすること。

### (3) サイレン

ア モーターサイレンスイッチは、押しボタン式で指示する位置に設けること。

イ 電子サイレン用アンプはキャブ内の指示する場所に取り付けること。

- サイレンアンプ型式：TSK-D152 MK-D1 同等品以上

ウ 電子サイレンアンプ内臓メッセージは次の通りとする。

- 署標準メッセージ（別途指示）

### (4) キャブ内電装品

ア キャブ内に電装品スイッチパネルを設けること。

- スイッチ型式：SBW-100 同等品以上

イ キャビン内後部席天井に、LED室内灯を1箇所設けること。

ウ キャビン内前席天井に、小型LED室内灯を2箇所設けること。

エ AC100V電源を2口キャブ内に設け、2口合計の電力は600W以上を確保すること。

オ 運転席、助手席側ピラー部及び、中央ピラー部左右にLED式マップランプを各1個取り付けること。

カ ドライブレコーダーを取り付けること。

### (5) ゲージランプ及び各種表示ランプ等

ア 資機材ボックス内部を有効に照射できるLED式照明灯を必要数設けること。尚、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。

イ エンジン室内灯、ポンプ室内灯を設け、スイッチはゲージランプ連動とする。

ウ 標識灯を指示する位置に、取り付けること。スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。

エ 車体後部左右に車幅灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。

オ 後輪前方付近左右にLED式路肩灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。

カ 後輪前方付近左右にLED式後輪照射灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。

(6) サーチライト及び作業灯

ア LED式サーチライトを指定する箇所に2個取り付け、スイッチを付近に設けること。

サーチライト型式：SLD-R120

伸縮柱：SUD-3D

イ 車体後部にLED式作業灯を2個取り付け、スイッチは付近に設けること。

後部作業灯型式：MYSW-L320H-W (ガード付)

ウ 左右車体側面上部にLED式作業灯を各3個取り付け、スイッチは付近に設けること。

キャブハイルーフ側部作業灯型式：MYSW-L320H-W

シャッターボックス側部作業灯型式：MYSW-L1140H-W

エ 車体上部に昇降式LEDサーチライトを1式取り付け、スイッチは地上より操作できる箇所に設けること。

天井サーチライト型式：ナイトスキャンチーフLED90W×4灯(EV) 有線リモコン付

1.3 車両状態警告表示モニター

(1) 停車中のシャッター、主要ボックス扉、梯子積載装置、ホースカーの収納状態を確認する機能を統合した液晶モニターをキャブ内前席中央に設けること。

(2) 車両状態警告表示の主要機能は以下の通りとする。

ア 消防車両略図を用いて、各箇所の収納・未収納状態を示すこと。

イ 未収納時は黄色で表示させること。

ウ 未収納状態でシャシ側サイドブレーキを解除した場合、キャブ内で警報が吹鳴する構造とすること。

1.4 無線機移設及びAVM移設

(1) 車載無線機は、消防組合が指定する車両から移設し、空中線1式、送受信器1、車内拡声スピーカー1及び外部切り替え装置等を取り付け(外部スピーカー、アンテナ等は新品とする)、車外には左右側面に設けた無線機ボックス内にそれぞれ送受信器1及びスピーカー1を取り付け、納車時に使用可能な状態であること。(取り付け位置等は、別途協議)

(2) AVM(車両動態管理)装置等キャビン内にAVM一体型カーナビゲーション装置、データ伝送用携帯電話等を指定車両から移設し(外部アンテナ等は新品とする)、外部無線機通話ボックスには、AVM装置の外部補助設定器を取り付けるスペースを確保すること。

また、AC100Vからの受電コネクタ(フタ付き)を設け、電源コードは庁舎に付帯したものとすること。(取り付け位置等は、別途協議)なお、車両側受電コネクタには、剥き出し防止のため上開き式の蓋を取り付けること。

1.5 塗装及び記入文字

(1) 塗装は、長期間の使用及び塩害(凍結防止剤)から車両を保護できるものであること。

なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装とする。

ア 外板部塗装は、日本ペイント製ウレタン塗料（東-0400ガッティ）又は同等品を使用する。

イ 外板部は、特殊化学液にて錆落としの上、素地調整を行い、プライマリー、パテ付き、水研ぎ、サフェーサー等の上、熱風乾燥炉にて、よく乾燥させてから、3回以上の吹き付けを行い、再び熱風乾燥炉にて、乾燥させる。

ウ アルミ縞板、ステンレス板、メッキ加工品、樹脂製品以外の部分は全て塗装を施し、金属露出部分がないようにする。

エ ポンプ室及び各ボックス内部は、シルバーグレー塗装とする。

オ 各種配管は法定塗色とする。

カ その他特に指定のない部分は、消防組合と協議する。

## (2) メッキ

次のものには、良質のクロームメッキを施すこと。ただし、鉄製品には銅メッキを施すこと。

ア 各操作レバー、バルブ類。

イ 各計器類、サーチライト等の取り付け品。

ウ 各媒介金具等の附属品。

エ 取手、手摺、止め金具等。

オ その他塗装を施していない部分。

## (3) 記入文字

ア キャビン両側面ドアに、次により「印西地区消防組合」と記入する。

(ア) 書体 丸ゴシック体（カッティングシール）とする。

(イ) 書き方 車両の前方からドア中央に記入する。

(ウ) 字色 白色黒縁取り（別途指示）とする。

(エ) 大きさ 別途指示。

イ 標識灯には次により「印西西署」と記入する。

(ア) 書体 丸ゴシック体（カッティングシール）とする。

(イ) 書き方 左側から記入する。

(ウ) 字色 黒色とする。

(エ) 大きさ 別途指示する。

ウ 車両後部に、次により「印西地区消防組合」と記入する。

(ア) 書体 丸ゴシック体とする。

(イ) 書き方 左側から記入する。

(ウ) 字色 白色黒縁取り（別途指示）とする。

(エ) 大きさ 別途指示する。

エ 車両資機材収納部分及びアルミシャッターに、消防組合の指定する文字及びデザインを施す。（別途指示）



- オ 積載品及び附属品に、黒色または白色で「印西西署」と記入する（ステッカー又はカッティング可）。
- カ キャビンの左右及び車両後部に消防組合が指定するエンブレムを記入する。（別途指示）
- キ 各記入文字、デザインについては、塗装終了後に配置、大きさ等について再度協議する。
- ク 対空表示『千葉県 印西地区』の文字を記入すること。（別途指示）
- ケ 緊急指定及び陸運事務所の許可が出る範囲で文字は反射シールとし、詳細については別途協議する。
- コ 空気ボンベには消防組合の登録番号、F650と刻印すること。

## 1.6 検査、納入及び保証

### (1) 検査の種類

ア 消防組合員の立会いのもとに次のことを行う。

(ア) 中間検査 外部塗装後で各装備品が仮設置できる時点とする。

(イ) 完成検査 本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。

a 艀装全体の検査

b 付属品数及び機能検査

c 各装備及び消防資機材の検査

(2) 特別検査 上記以外に発注者、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施に当たっては事前に相互に連絡を取り合うものとする。

ア 消防組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。

イ 検査依頼は、実施予定日の14日前までに消防組合へ提出すること。

ウ 検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

エ 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し承認を受けること。承認を受けた事項については、14日以内に改善し、消防組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。なお、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

## 1.7 納入及び保証

(1) 車両の登録、各申請及び搬入は受注者が行い、納入場所は、消防組合が指定した場所とする。なお、車両ナンバーについては消防組合が指定する番号(2511)とする。

また、車両及び各種資機材（携行缶含む）の燃料は、燃料タンクを満量にすること。

(2) 設計・製作に当たり権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。

(3) 本車両の納入は、車両の取扱説明等の技術指導を消防組合の指定する場所及び期間に行うものとし、これに必要な経費（資料等を含む）は、受注者が負担する。

- (4) 保証は納入後1年以内に生じた故障（事故及び過失による故障を除く）は受注者の責任において無償でかつ速やかに修理及び交換し、その他必要な処置を講ずるものとする。ただし、艤装、組立、材質その他の理由により、故障し、破損しまたは欠陥が生じたとき、またはこれらの欠陥が明白であるときは、それらの修理または交換を速やかに行い、かつ無償で行うものとし、その保証期間は1年間に限らず、この車両の使用期間中とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項においても、製作上当然必要と思われるもの、あるいは、受注者が公表している標準仕様についてはそれを施工するものとする。また、シャシメーカー及び装備品等メーカーの標準仕様についても同様とする。
- (6) 本仕様書の解釈について、消防組合に確認せずに施工したものについては全て無効とし、再度製作すること。また、設計並びに製作中に疑義が生じた場合には、その都度消防組合と協議すること。
- (7) エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種6組とする。
- (8) 装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。また、機能検査に必要な消耗品は受注者が負担すること。
- (9) 保証書・説明書等の資料は、一括保管できるファイル等により2部提出すること。
- (10) 前記の試験及び検査を通じ、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けなければならない。
- (11) 納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

#### 18 登録手続き等

登録手続き、車検回送及び納車までの費用及び諸手数料は、受注者が負担するものとする。なお、自動車損害賠償責任保険料（24ヶ月分）、自動車重量税及びリサイクル料は消防組合が負担する。

#### 19 請求について

請求書提出時には、車両費、諸経費等を記載した内訳書を添付すること。

#### 20 装備品及び付属品

取り付け品及び付属品は、別表のとおりとする。

№	名称	仕様	個数	備考
1	消防専用シャシ		1	台
2	車体ぎ装		1	式

別表1 取付品及び取付装置

№	名称	仕様	個数	備考
1	ポンプ圧力計	ポンプ操作盤一体型 電子式 バックライト付	2	個
2	ポンプ連成計	ポンプ操作盤一体型 電子式 バックライト付	2	個
3	エンジン回転計	シャシ純正品	1	式
4	エンジン油温計	シャシ純正品	1	式
5	赤色警光灯	MRA-B310	1	式
6	電子サイレン	大阪サイレン製 TSK-D152 MK-D1	1	式
7	照明灯	湘南工作所製 LEDサーチライト SLD-R120 左右各1 手動伸縮柱SUD-3D付	2	個
		上部:ナイトスキャンチーフ 90W×4灯(1基) 有線リモコン付	1	式
8	後退警報器	音声合成付	1	式
9	標識灯	黄色 LED球	1	式

別表2 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

№	名称	仕様	個数	備考
1	GPSナビゲーション	ポータブルナビタイプ 最新型 Panasonic gorilla	1	式
2	電動サイレン	5SA型 ハイルーフ内蔵	1	式
3	真空計	連成計兼用	1	式
4	ポンプ回転計	左右ポンプ操作盤液晶内表示	2	式
5	流量計	左右ポンプ操作盤液晶内表示	2	個
6	積算流量計	左右ポンプ操作盤液晶内表示	2	式
7	キャブチルト装置	電動式	1	式
8	オイルパンヒーター	シャシ純正品(コード付き)	1	式
9	スタッドレスタイヤ	ホイール付き	1	式
10	作業灯	ハイルーフ側面 MYSW-L320H-W 左右各1	2	個
		ボックス側面 MYSW-L1140H-W 左右各2	4	
		後部 MYSW-L320H-W	2	
11	車外無線送話機取出口	ポンプ室内	2	式
12	自衛噴霧装置	両サイド 左右各3	3	式
13	消防専用無線電話装置	ポンプ室内 ※ 載せ替え	1	式
14	AVM	車内 ※ 載せ替え	1	式

別表3 備えなければならない付属品					
№	名称	仕様	個数		備考
1	吸管	LF-RS 軽量 10m	2	本	
2	吸口ストレーナ	樹脂製	2	個	
3	吸管ストレーナー	樹脂製	2	個	
4	吸管塵除け籠	樹脂製	2	個	
5	吸管まくら木	ゴム製	2	個	
6	吸管ロープ	15m	2	個	
7	消火栓金具	75mmメスネジ×65mm差込メス プロテクター付	2	個	
8	中継用媒介金具	65mmメスネジ×65mm差込メス	2	個	
9	消火栓開閉金具	地下式	1	本	
10	吸管スパナ	FCD製	2	本	
11	管そう	YONE製 PP-65A・EXS・L	2	本	
12	ノズル	ダブコンマークII	2	本	
		YONE製 クアドラフオグノズル(NH-40QF)	2	本	
13	放口媒介金具	YONE製 MC吐水口(AN-65MC)	2	個	
		YONE製 MCスィーベル吐水口媒介(ANS-65MC)	2	個	
14	とび口	1.8m グラスファイバー製	2	本	
15	金てこ	0.8m 鋳鉄製	1	本	
16	剣先スコップ	オールステンレス	1	本	
17	ホース延長用資機材	電動アシストホースカー(10本積載) 東京サイレン製 TS-R120	1	式	
18	はしご	チタン製 三連梯子 KHFL-CT-87(キャスター付き) 8.7m	1	本	
19	車輪止め	硬質ゴム 黄色 大型用 1組(2個)	2	組	
20	消火器	自動車用ABC20型	1	本	
21	ポンプ工具	サクシヨンガン、油用ポット	1	式	
22	ホース	65mm×20m キンパイホースSP-aya-A同等品(印西仕様)	30	本	

別表4 軽微な変更として備えることができる付属品					
№	名称	仕様	個数		備考
1	タイヤチェーン	車両純正品	1	式	
2	分岐管	YONE製 MC分岐ボールバルブ(65-65)	1	個	
		YONE製 MC分岐ボールバルブ(65-40)	3		
3	ホースブリッジ	大阪サイレン製 コンパクトブリッジ(CB450)	2	式	
4	ワイヤ	シライマルチスリング(7m) アイ形	4	本	

5	照明器具	投光器 クロスバスターE054 30mコードリールセット(三脚、収納袋、カバー付)	1	式	
		ヤマハ発電機 EU18i	1	個	
		専用コードリール 30m	1	個	
6	ホース背負器		1	個	
7	斧	大阪サイレン製 トップマントビ	2	個	
8	ホースカバー	ホースカー用	1	式	
9	スタンドパイプ	YONE製 PS-65F	1	本	
10	特殊ノズルホース	40mm×20m プロファイターA	15	本	

別表5 加算対象取付品及び附属品

№	名称	仕様	個数		備考
1	空気呼吸器ボンベ付	ライフゼムA1-12-CX 面体含む (レスキューコール含む) 530CⅢAZ(4.7ℓ・ボンベカバー付)	4	式	
2	空気呼吸器予備ボンベ	530CⅢAZ(4.7ℓ・ボンベカバー付)	8	本	
3	空気呼吸器取付装置	助手席 :レスキューシート	1	式	
		後部座席:スマートドッグ	3	式	
4	圧縮空気泡消火装置	最大泡吐出量5400ℓ/分以上 水泡同時放射、混合液放射可能型	1	式	
5	動力付ホース延長用資機材	別表3 備えなければならない付属品№17に記載	1	式	

別表6 その他の取付品及び付属品

№	名称	仕様	個数		備考
1	中継口媒介金具		2	個	
2	ホース延長用資機材 動力昇降装置	東京サイレン製 TS-R120 油圧昇降装置	1	式	
3	はしご	カギ付梯子 MTL-131	1	梯	
4	拡声器	ノボル TS-633	1	個	
5	ホースバッグ	トータルヌーウ印西仕様 40mm×2 65mm×2(別途協議)	4	個	
6	吸口エルボ	スーパースイングエルボ	2	個	
7	ジャバラコーン	LEDパックコーン	4	個	
8	燃料缶	5L(縦型)	2	個	
9	ホースバンド	ホースバンデージHB-100(65mm・40mm各6枚)	6	枚	
10	防水シート	サルベージシート エステル防炎防水帆布#6(7kg)	4	枚	
11	誘導灯		2	本	

	火災原因調査資器材				
	ジュラルミンケース	㈱化学装備研究所縦25cm横45cm高さ35cm上部両開き	1	個	
	デジタルテスター	SANWA CD772	1	個	
	赤外線放射温度計	シンワ測定 G耐衝撃 デュアルレーザーポイント機能付 放射率可変タイプ 73063	1	個	
	樹脂柄ドライバ マイナス貫通タイプ	KTC D1P2-5・6・8	3	本	
	樹脂柄ドライバ クロス貫通タイプ	KTC D1P2-1・2・3	3	本	
	コンビネーションプライヤ	KTC PJ-200	1	個	
	ラジオペンチ	KTC PSL-150	1	個	
	ニッパ	KTC PN1-200	1	個	
	バンドホールドニッパ	KTC PNC-125	1	個	
12	コンビハンマ	KTC UD7-10	1	個	
	ステンレスふるい網	直径40cm 網目	2	個	
	現場見取図板	㈱化学装備研究所 KS-H58-3	3	個	
	ほうき	木柄赤シダほうき 短柄	2	本	
	ちりとり(小)		2	個	
	鑑識用表示板	㈱化学装備研究所 KS-H10	1	セット	
	表示用マグネット	㈱化学装備研究所 KS-H15-1	1	セット	
	巻取携帯黒板	KS-H17	1	個	
	コンベックス	5m 幅1.9mm以上 数字が見やすいもの	2	個	
	巻尺	50m	1	個	
	ホースリール	ホース内径15mm×20m	1	個	
	プラスチックケース	縦50cm×横80cm×高さ50cm 上部開き	2	個	
	給水栓付メスキャップ	Rising BENRICAP	1	個	
13	ウインチ装置	大橋機産MCW5103DVT (スピードコントロール、テンション表示付)	1	個	
14	梯子昇降装置	手動バランスダンパー式	1	式	
15	ドライブレコーダー	ウィットネス(前後録画タイプ)SDカード予備付き	1	式	
16	全周囲モニター	Surround Eye4_MC2 (車両状態警告付き)	1	式	
17	バウシヤックル		2	個	
18	アンカーフック	左右1ヶ所 耐荷重200kg (表示すること)	1	式	
19	集中スイッチボックス	大阪サイレン製 10連スイッチSBW-100	1	式	
20	消火栓バリケード	3連式	1	式	
21	鉄蓋開閉金具	T型消火栓キー×2・J型×2	4	丁	
22	媒介金具	65オス・オス	2	個	
		65メス・メス	2		
		65メス・オス	2		
23	携帯用投光器	MAXTEL PL25L(付属品含む)	5	個	

24	プライバシーシート	クイックシールド NT-QSE16 ネーム入り	1	個	
25	ハンマー	大1・小1(日本製、柄はGF製)	2	個	
26	エンジンカッター	スチール製カットオフソーTS410(レスキューブレード1枚)	1	基	
27	チェーンソー	スチール製チェーンソーMS211C-BE (バー35cm)	1	基	
28	ボルトクリッパー	KTC製 BP7-600-K(替刃×2)	1	丁	
29	ワイヤーカッター	マーベル MXW-012	1	丁	
30	救助用ウインチ	TU16 (ワイヤー、シャックル含む)	1	式	
31	鉄蓋開閉金具	日之出水道器製106型バール	1	丁	
32	耐電手袋	高圧用7000V以下 保護手袋付 L・Mサイズ各1双	2	双	
33	夜光チョッキ	LED点滅式 ネーム入り	5	着	
34	巻尺	100m・50m 各1	2	基	
35	救急資器材				
	救急バック	トーマストランスポートバック Mサイズ エイバン	1	個	
	携帯酸素収納ケース	OE-02-22-K エイバン	1	式	
	アンプ蘇生バッグマークIV(BVM)	成人用本体	1	式	
	アンプ蘇生バッグマークIV(BVM)	リザーバーバッグ	1	式	
	アンプ蘇生バッグマークIV(BVM)	シリコンマスク№0～№5	1	式	
	携帯用酸素レギュレーター	エイバン	1	式	
36	バックボード	FERNO製2010(固定ベルト含む)	1	枚	
37	カラビナ	伊藤製作所 ステンKA102ダブルストッパー123	10	個	
38	特殊工具	KTC製 SK4518M	1	基	
39	ガス検知器	GX-2012(付属品すべて含む)	1	個	
40	低水位給水装置	ディスクトレーナー D75S自在型	1	個	
41	赤外線温度計	Seek Reveal FirePRO	1	個	
42	ブースターケーブル	12V/24V 300A(5m)	1	個	
43	救命胴衣	FN-50型 ネーム入り	5	着	
44	マンホールジャッキ		1	個	
45	ホースクランプ		1	個	
46	ターポリン担架	ベルト2本付き 足袋なし	1	個	
47	方向指示版	大型LED灯(流動型)	2	個	
48	動態図	印西市1.2.3 白井市	1	式	
49	防刃チョッキ	日本特装(株)NT-2H-AMBS前背保護タイプ	2	枚	
50	車載用冷蔵庫	AD/DC兼用 15L	1	個	
51	速消ボックス	予備カートリッジ	1	個	
52	紅白手旗	300mm×300mm 撥水性	1	本	
53	化学防護服	マイクロケム4000(サイズは別途指示)	5	着	
54	救助ロープ	東京製綱 M打白色 200m	1	箱	
55	シャックル	耐荷重(3t、5t)	各2	個	
56	ETC		1	台	

# 設 計 書

年度	令和 4 年 度	印西地区消防組合消防本部
	事 業 名	水槽付消防ポンプ自動車購入
	納 入 期 限	令和 5 年 3 月 3 1 日 (金)
	納 入 先	印西地区消防組合印西西消防署

物 品 概 要	別添仕様書のとおり
------------------	-----------

設 計 金 額							金 額	円
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額			
1	水槽付消防ポンプ自動車購入	1	台	円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
	小 計				円			
	消 費 税 相 当 額				円			
	合 計				円			